

第1次情報セキュリティ基本計画 (2006年度～2008年度)

我が国の情報セキュリティ政策の立ち上げ
「気付きを与える」ための戦略
官民各主体のITの安心・安全な利用へ向けた取組み

『情報セキュリティ立国』の思想
高品質・高信頼性・安心安全
『ジャパン・モデル』 『情報セキュリティ先進国』
の確立・世界への展開 の実現

目指すべき結果
情報セキュリティ上の
問題がない水準

継続

- 情報セキュリティ上の問題がない水準を目指す
- 各主体最大限の尽力は更に進める
- 対策の推進、水準の向上

発展

■ 具体的取組みの
持続的な推進

■ 「事故前提社会」
への対応力強化

■ 合理性に裏付けられた
アプローチの実現

第2次情報セキュリティ基本計画(仮称)

基本理念

『成熟した情報セキュリティ立国』

- より現実に即した実効的な情報セキュリティ対策
- ・冷静で迅速な対応
- ・最適な水準の対策の効果的・効率的な実施
- ・説明責任の明確化

ITルネサンス

世界との協調・イニシアティブの発揮

基本目標

「ITを安心して利用可能な環境」の構築

基本目標に向けて考慮すべき諸点

■ 「事故前提社会」への対応力強化

- ・理解(気付き)の推進、判断力の向上
- ・事後対応への更なる注力
- ・主体間の共通理解、信頼関係の構築
- ・事実把握と被害拡大防止・再発防止への情報共有

■ 合理性に裏付けられたアプローチの実現

- ・脅威の把握、リスクへの柔軟な対応
- ・コスト・利便性とのバランス
- ・最適な「水準」に関する認識の共有
- ・人的側面の対策
- ・説明責任の明確化

政策の枠組

政府機関・地方公共団体

- 高機密性情報の保護の方策
- 国民への説明責任の範囲・方法
- 事業継続性の確保
- 地方公共団体の役割、位置づけ
- 「国立大学法人等」の扱い

対策実施主体

重要インフラ

- 一般の「企業」
との境界線

企業

- 規模・情報資産活用度
による整理
- 海外企業による情報保有
への対応

個人

- 「児童・生徒」「高齢者」
への目配り
- 「敢えて対策しない者」
への対応

主体同士の複合的な形態

(上記主体間に限らない)

- 協働や他主体によるITサービス提供等の
複合的な形態での責任分担、規範性の要否

対策支援主体

- ◆ 政府機関・地方公共団体
- ◆ 教育機関・研究機関
- ◆ 情報関連事業者
・情報関連非営利組織
- ◆ メディア

横断的な 情報セキュリティ基盤

- ◆ 技術戦略の推進
- ◆ 人材の育成・確保
- ◆ 国際連携・協調の推進
- ◆ 犯罪の取締り及び
権利利益の保護・救済

新たなアプローチ

情報提供主体

- 情報の受け渡しに関わる全主体の理解(気付き)
- 自身の情報への所有意識(ownership) 自身の情報保護、生活・福利厚生への活用